

原議保存期間	30年(令和33年3月31日まで)
有効期間	一種(令和13年3月31日まで)

警 視 庁 交 通 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿
各 方 面 本 部 長

警察庁丁運発第78号、丁交指発第27号
令 和 3 年 4 月 1 日
警察庁交通局運転免許課長
警察庁交通局交通指導課長

ジップラス株式会社による台湾等の運転免許証の日本語による翻訳文作成に係る留意事項について（通達）

みだしの件については、令和3年4月1日、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）（以下「令」という。）第39条の5第1項第3号に規定する、外国等の運転免許証の日本語による翻訳文を作成することができるものと認められる法人としてジップラス株式会社を国家公安委員会が指定したことに伴い、ジップラス株式会社において、台湾等の運転免許証の日本語による翻訳文の作成を開始することから、下記のとおり、その対応に万全を期されたい。

記

1 日本語による翻訳文を作成する法人について

(1) ジップラス株式会社による翻訳文の作成

外国等の運転免許証に添付する日本語による翻訳文を作成する法人については、令第39条の5第1項第3号に規定する日本語による翻訳文を作成することができるものと認められる法人としてジップラス株式会社を国家公安委員会が指定したことにより、同社も日本語による翻訳文を作成する法人となった。

(2) ジップラス株式会社作成に係る日本語による翻訳文の様式 別添のとおり

2 留意事項

(1) 警察職員に対する教養の徹底

ア 外国免許関係事務を取り扱う警察職員に対し、ジップラス株式会社が道路交通法施行規則第18条第1項第6号に規定する、日本語による外国等の運転免許証の翻訳文を作成できることの周知を徹底すること。

イ 台湾の運転免許証にジップラス株式会社作成の日本語による翻訳文を添付しての運転が可能となることについて、交通指導取締り及び交通事故捜査に従事する警察官への教養を徹底すること。

(2) 我が国で自動車等を運転しようとする者の利便を考慮した広報の推進

外国運転免許証による運転について説明した各都道府県警察のウェブサイト等において、台湾の運転免許証にジップラス株式会社作成の日本語による翻訳文を添付して

の運転が可能である旨を追記するなど、我が国を訪れて自動車等を運転しようとする者の利便を考慮した広報を推進すること。

(3) レンタカー事業者に対する指導

レンタカー事業者に対して、台湾の運転免許証にジップラス株式会社作成の日本語による翻訳文を添付しての運転が可能であることの周知を図ること。

3 参考事項

現在、ジップラス株式会社においては、台湾、アメリカ合衆国、ベトナム社会主義共和国、中華人民共和国及びフィリピン共和国の運転免許証の日本語による翻訳文を作成することとしており、今後、他の諸外国等の運転免許証の日本語による翻訳文を追加作成する場合は別途通知する。

別 添

(概要)

ジップラス株式会社作成に係る日本語による翻訳文の様式について記載している。